

## 評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人天寿会（以下「法人」という。）定款第8条の規程に基づき、評議員の報酬の支給基準並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法の法律に照らし妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、評議員選任・解任委員会にて選任されたものをいう。
- (2) 評議員は、非常勤とし、定時評議員会、臨時評議員会に出席し、法令の定めにある議案を審議する。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益の名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給等)

第3条 法人は、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員が、業務執行をしたときは（別表）の評議員報酬を支給する。
- 3 評議員には、賞与を支給しない。
- 4 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

### (報酬の額の決定)

第4条 法人の評議員の報酬額を変更する場合は、評議員会で決議するものとする。

- 2 報酬額は、定時評議員会において、法人の業績を総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

### (報酬の支給)

第5条 報酬の支給日、支給方法は次のとおりとする。

- 1 定時評議員会、臨時評議員会の開催日及びその他必要があると理事長が認

め業務を執行したとき。

## 2 現金払い

### (費用)

第8条 法人は、評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また理事長が認めるものについては概算払いをすることができる。

2 評議員が、法人のための研修等に参加した場合は、別に定める職員の旅費規程により交通費、出張手当、宿泊費を支給する。

### (公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法59条2項第1項2号に定める評議員報酬の支給の基準として公表するものとする。

### (改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

## 附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(別表) 評議員報酬

1. 定時評議員会、臨時評議員会へ出席したとき、

1日4時間以内 16,000円

1日4時間以上 20,000円

2. 評議員が、評議員会のために情報収集等を行った場合

1日 21,000円